

資料2：計画素案からの主な変更箇所

下線部は変更箇所

第1部 基本方針 第1章 計画の前提条件

No	頁	計画案	計画素案
1	5	<p>第1節 震災対策計画の位置づけ</p> <p>震災対策計画は、・・・基本理念に基づく取り組みによる基本目標の達成を図る。</p> <p>また、区、防災関係機関、事業所、区民は、それぞれの取り組みについて必要に応じて個別の実施計画やマニュアル等を作成し、本計画に基づく取り組みの着実な実施に努めるものとする。</p> <p>【資料3のNo1、34を参照】</p>	(追加)

第2部 震災予防計画 第1章 地域の防災行動力の向上

No	頁	計画案	計画素案
2	15	<p>第2節 対策の方向性</p> <p>2 地域防災会を中心とした共助の取り組みの推進</p> <p>地震による被害を軽減し、・・・</p> <p>「自分たちのまちは自分たちで守る」活動を展開していくことが必要である。特に、初期消火や発災直後からの72時間以内の救助活動等では、共助の取り組みが重要であり、区では、地域防災会を中心とした、地域一体となった共助の取り組みを推進し地域の防災行動力の向上を図る。</p> <p>【資料3のNo4を参照】</p>	<p>第2節 対策の方向性</p> <p>2 地域防災会を中心とした共助の取り組みの推進</p> <p>地震による被害を軽減し、・・・</p> <p>「自分たちのまちは自分たちで守る」活動を展開していくことが必要である。<u>中野区では、地域防災会を中心とし、地域一体となった共助の取り組みを推進し地域の防災行動力の向上を図る。</u></p>
3	17	<p>第3節 具体的な取り組み</p> <p>2 防災に関する知識等の普及啓発</p> <p>各防災関係機関においては、様々な機会を通じて、自助・共助を育み、防災に関する知識等の普及啓発を行う。普及啓発にあたっては、方法や内容等を工夫し、わかりやすく実践的なものとなるよう努める。</p> <p>【資料3のNo6を参照】</p>	(追加)
4	23	<p>第3節 具体的な取り組み</p> <p>7 事業所防災体制の充実・強化</p> <p>(2) 事業所防災計画の作成指導</p> <p><u>③東京都帰宅困難者対策条例に基づき、従業員等の待機、飲料水等の備蓄など、計画に盛り込むよう指導する。</u></p> <p>【帰宅困難者条例の施行（平成25年4月）や東京都地域防災計画の改定の内容を踏まえた修正】</p>	(追加)

第4章 避難者対応

No	頁	計画案	計画素案
5	110	<p>第2節 具体的な取り組み <<避難>> 2 避難 (1) 避難方法 震災時における避難方法は、・・・・・ 集団を形成したのち、区、警察署、地域 防災会のリーダー等の誘導により避難を 行う。 ただし、避難者は、自身に危険が迫る 状況に際しては、指定された避難所や広 域避難場所に限らずに、安全な方向へ避 難する。</p> <p>【資料3のNo14を参照】</p>	(追加)
6	116	<p>第2節 具体的な取り組み <<避難>> 4 避難所 (5) 避難所の開設及び運営 ② 運営・組織 避難所の運営は、・・・・・実施する。 避難所及び避難所運営会議の運営にあ たっては、男女双方また災害時要援護者 の視点が活かされるよう努める。</p> <p>【資料3のNo22を参照】</p>	(追加)

第7章 医療救護等

No	頁	計画案	計画素案
7	166	<p>第2節 具体的な取り組み 2 防疫及び保健衛生 (8) 動物の保護対策 ③ 飼育者によるペットフード等の備蓄 災害時の動物飼育に必要な備蓄（ペッ トフード、ケージ、常備薬等）は、飼育 者が準備することを原則とする。</p> <p>【資料3のNo40を参照】</p>	(追加)

第4部 震災復旧・復興計画

第1章 生活の安全確保・安定化

No	頁	計画案	計画素案
8	197	<p>第2節 具体的な取り組み 5 生活確保 (2) 租税等の納税緩和措置 ⑤ 生活相談 関係機関と連携し、・・・・・相談窓口を 設置する。相談窓口の設置にあたって は、女性の視点等に配慮した環境整備に 努める。</p> <p>【資料3のNo41を参照】</p>	(追加)

※ この他、数字の更新や文言等の軽微な修正を加えた。